

ふじみ野市立市民交流プラザ条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 交流プラザの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、交流プラザを利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、<u>第11条第1号、第12条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)</u>及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、<u>第11条ただし書、第12条第2項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)</u>及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管</p>

者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 (略)

理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 (略)